

令和 8 年度(2026 年度) アシスタントティーチャー募集要項

※要項は、ホームページからもダウンロードできます。

1. 職種	アシスタントティーチャー(会計年度任用職員アシスタント職)	
2. 業務内容	教員の補助者として個別指導や小集団等の個に応じた指導にあたる	
3. 必要資格	令和 8 年(2026 年)4 月時点で有効な教員免許状を保有していること (令和 8 年(2026 年)3 月までに取得見込みを含む) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する方は受験できません。	
4. 任用期間	令和 8 年(2026 年)4 月から翌年 3 月までの学期ごとの任用 ※ 学校長期休業中の任用はありません。	
5. 勤務条件		
勤務時間	月～金曜日(固定) 【原則】午前 8 時 30 分～午後 3 時(1 日 5.5 時間) (配置校との調整で変更になる場合があります。)	
勤務地	アシスタントティーチャーを配置する市立小・中・義務教育学校	
報酬等	日額8,936 円 (令和 7 年度(2025 年度)実績) ※ 令和 8 年度(2026 年度)の報酬は、変更となる場合があります。 ※ 交通費は市の基準により別途支給します。	
その他	健康保険、厚生年金、雇用保険及び労働者災害補償保険適用 有給休暇付与	
6. 申込手続き		
募集期間	令和 7 年(2025 年)12 月 25 日(木)から令和 8 年(2026 年)1 月 13 日(火)まで <専用フォーム>令和 8 年(2026 年度)1 月 13 日(火) 午後 5 時までに手続き完了 <持参>土・日・祝日・年末年始を除く 午前 9 時から午後 5 時まで <郵送>令和 8 年(2026 年)1 月 13 日(火)必着	

	<p>専用フォームから必要事項を入力しお申込みください。</p> <p>〈専用フォーム URL・二次元コード〉</p> <p>https://logoform.jp/form/iapr/1364511</p>  <p>※専用フォームをご利用できない場合は、「持参・送付先」に持参または郵送してください。</p>				
申込方法	<table border="1"> <tr> <td>持参・郵送</td><td> <p>(1)履歴書(6か月以内に撮影した写真を貼付すること) (2)教員免許状の写し(有効であることが確認できるもの) (3)小論文(1,080字以上1,200字以内 テーマ「多様な児童・生徒の学びを支えるアシスタントティーチャーとしての学習支援のポイント」</p> </td></tr> <tr> <td>提出物</td><td> <p>※ 提出していただいた書類は、選考の合否に関わらず返却しませんのでご了承ください。</p> <p>※持参・郵送の場合、申込書及び小論文はA4 サイズ両面に印刷し、提出してください。</p> </td></tr> </table>	持参・郵送	<p>(1)履歴書(6か月以内に撮影した写真を貼付すること) (2)教員免許状の写し(有効であることが確認できるもの) (3)小論文(1,080字以上1,200字以内 テーマ「多様な児童・生徒の学びを支えるアシスタントティーチャーとしての学習支援のポイント」</p>	提出物	<p>※ 提出していただいた書類は、選考の合否に関わらず返却しませんのでご了承ください。</p> <p>※持参・郵送の場合、申込書及び小論文はA4 サイズ両面に印刷し、提出してください。</p>
持参・郵送	<p>(1)履歴書(6か月以内に撮影した写真を貼付すること) (2)教員免許状の写し(有効であることが確認できるもの) (3)小論文(1,080字以上1,200字以内 テーマ「多様な児童・生徒の学びを支えるアシスタントティーチャーとしての学習支援のポイント」</p>				
提出物	<p>※ 提出していただいた書類は、選考の合否に関わらず返却しませんのでご了承ください。</p> <p>※持参・郵送の場合、申込書及び小論文はA4 サイズ両面に印刷し、提出してください。</p>				
持参・送付先	<p>〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市 教育委員会 学校教育部 教育指導課 指導担当</p>				
7. 選考方法	<p>(1)一次選考 履歴書及び小論文による選考 (2)二次選考 面接（一次選考合格者のみ）二月上旬を予定しています。</p> <p>※ 第一次選考結果については、合否に関わらず、受験者全員にメールで結果を通知します。</p> <p>※ドメイン指定受信をしている場合は「@city.hachioji.tokyo.jp」を受信できるように設定をお願いします。</p> <p>※ 二次選考の詳細については、一次選考合格者に対して、上述のメールによる結果通知にてお知らせします。</p>				

8. その他	任用期間の終了後は、人事評価による客観的な能力検証を踏まえ、再度の任用を決定する場合があります。(ただし、懲戒処分を受けた者、欠勤等の日数が一定水準を超えた者は人事評価による再度の任用はできません。)
9. 問合わせ先	八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課 指導担当 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電話：042-620-7405